

## 別記2 農業支援サービスの立上げ・事業拡大支援

### 第1 定義

本事業における用語については、実施要領第2に定めるほか、次のとおりとする。

#### 1 スマート農業機械

本事業におけるスマート農業機械は、次のアからウまでに適合した技術を用いた農業機械・器具をいう。

ア 農業機械等に組み込まれて活用されるものであること。

イ 情報通信技術（電磁的記録として記録された情報を活用する場合に用いられるものに限る。）を用いた技術であること。

ウ 農業を行うに当たって必要となる認知、予測、判断又は動作に係る能力の全部又は一部を代替し、補助し、又は向上させることにより、農作業の効率化、農作業における身体の負担の軽減又は農業の経営管理の合理化を通じて農業の生産性を相当程度向上させることに資するものであること。

#### 2 スマート農業機械等

スマート農業機械及びその他の農業機械・器具をいう。

### 第2 事業内容等

#### 1 目的

農業者の高齢化等により農業従事者が大幅に減少していく中、今後とも国内の生産水準を維持するためには、スマート農業技術等を活用して専門作業の受注等を行うサービス事業者の育成・活動の促進等の加速化を図ることが重要である。

このため、サービス事業者の新規参入又は事業拡大に向けたニーズ調査、サービス事業の企画・検討のための試行・改良、サービス事業の提供に必要なスマート農業機械等の導入を支援することを目的とする。

#### 2 事業構成等

本事業は以下のメニューで構成し、事業内容、補助率及び国庫補助金の上限額は、別表1に掲げるとおりとする。

##### (1) 立上げ・事業拡大の取組

サービス事業の新規立上げ又は既存のサービス事業の拡大に必要な以下の取組

ア サービス事業の新たな産地等におけるニーズ調査の実施

イ サービス事業の企画・検討に当たって必要な機械のレンタル・改修、データ収集・分析、技術実証、検討会等の実施

ウ サービス事業を企画・運営する専門人材の育成

エ サービス事業の普及に資するデモ実演、情報発信等の実施

##### (2) スマート農業機械等の導入

サービス事業の提供に必要なスマート農業機械等の導入

##### (3) 都道府県推進事務

都道府県が行う第7の規定に基づく申請書類の確認、補助金の交付及び事業の推進に

## 必要な事務並びに指導監督及び調査検討等の実施

### 第3 実施要件等

#### 1 事業実施主体

本事業における事業実施主体はサービス事業者とし、次の要件を満たす者とする。

- ア 本事業に係る計画を的確に実施することができる能力を有する者であること。
- イ 事務所が日本国内に所在しており、本事業の適正な執行に関する指示に対して、速やかに対応をとることが可能な者であること。
- ウ 法人及び団体においては、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあること。
- エ 法人及び団体においては、本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有し、定款、役員名簿、民間事業者の事業計画書、報告書、収支決算書等（これらの定めのない民間事業者にあつてはこれらに準ずるもの。）を備えていること。
- オ 法人等の役員等が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- カ 本事業の成果を踏まえてサービス事業の継続的な事業展開が見込まれること。
- キ サービス事業の提供先を限定せず、かつ、複数の利用者にサービス事業を提供する者であること。

#### 2 事業の実施体制

事業実施主体は、本事業の実施に当たり、産地の実情を踏まえて本事業の取組に助言等を行うことができる者（都道府県、市町村、農業協同組合等）に協力を依頼し、同組織を協力者等として実施体制に位置付けるよう努めるものとする。

#### 3 事業の補助要件

- (1) 事業実施主体は、本事業の取組に基づくサービス事業の提供面積を拡大すること。
- (2) 本事業でスマート農業機械等を導入する場合は、当該スマート農業機械等を用いて提供するサービス事業の売上によって導入費用（リース導入する場合にあつてはリース物件購入価格と利用者が負担するリース諸費用を合わせた費用）を償うことが見込まれる場合限り、事業を実施するものとする。
- (3) 本事業で導入するスマート農業機械等については、本体価格が50万円以上（税別）であること。
- (4) 事業実施主体が過去の国庫補助事業により農業支援サービス事業の育成等に係る取組に対する支援を受けている場合は、当該補助事業の成果目標の設定根拠、達成状況等を十分に考慮するものとする。

### 第4 補助対象経費

補助対象経費は、別表2に掲げるとおりとし、スマート農業機械等を導入又はリース導入する場合にあつての補助対象基準は別紙のとおりとする。

### 第5 審査基準

実施要領別表 2 の 2 に定める本事業の審査基準は、別表 3 のとおりとする。

## 第 6 成果目標及び目標年度

### 1 成果目標

本事業の成果目標は、事業実施主体が提供するサービス事業を活用する農地面積の拡大に係る目標とする。

### 2 目標年度

事業実施年度の翌々年度とする。

## 第 7 事業実施手続等

### 1 事業実施計画書の提出等

事業実施主体が本事業を実施しようとする場合、実施要領第 8 第 1 項に定める事業実施計画書は、実施要領第 5 第 1 項により農産局長が募集を行った場合にあっては（１）の方法により、都道府県が募集を行った場合にあっては（２）の方法により提出するものとする。

#### （１）地方農政局等への提出

##### ア 交付申請書及び事業実施計画書の作成等

（ア）事業実施主体は、本事業を実施しようとする場合、実施要領第 8 第 1 項に定める事業実施計画書について、別記 2 様式第 1 - 1 号から第 1 - 7 号までのうち必要な様式により作成し、農産局長が別に定める場合を除き、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうちスマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業実施要領（令和 7 年 1 月 15 日付け 6 農産第 3572 号農林水産省農産局長通知）の別記 2 - 2 の事業実施主体（以下「書類等確認機関」という。）の確認を受けた上で、別記 2 様式第 1 号に関係書類として添付し、交付等要綱第 8 に定める交付申請書に添えて地方農政局長等へ提出するものとする。

（イ）地方農政局長等は、（ア）により提出された交付申請書及び事業実施計画書について、交付等要綱、実施要領及び別に定める公募要領に照らして内容が適正であるか確認を行うものとする。

（ウ）事業の範囲が複数の地方農政局の管轄する都道府県にわたる場合においては、事業実施主体は、その所在する又は主たる活動を行う都道府県を管轄する地方農政局長等に事業実施計画書等を提出するものとする。

なお、事業実施計画書等の提出を受けた地方農政局長等は、確認を行うに当たり、必要に応じ、関係する地方農政局長等に対し、事業実施計画書等の写しを送付し、必要な調整を図るものとする。

##### イ 事業の交付決定

地方農政局長等は、アにより提出を受けた交付申請書及び事業実施計画書が適正であると判断する場合には、交付決定を行うものとする。

#### （２）都道府県への提出

##### ア 事業実施計画書の作成

（ア）事業実施主体は、本事業を実施しようとする場合、実施要領第 8 第 1 項に定める実

施計画書について、別記2様式第1-1号から第1-7号までのうち必要な様式により作成し、原則として書類等確認機関の確認を受けた上で、交付等要綱別記様式第1号に準じて都道府県知事が別に定める交付申請書に添えて都道府県知事に提出するものとする。なお、都道府県知事が市町村長と協議し必要と認める場合には、市町村長を経由して交付等を実施できるものとする。

(イ) 都道府県知事は、(ア)により提出された交付申請書及び事業実施計画書について、交付等要綱及び実施要領に照らして適正であることについて審査を行い、適切と認められた場合は、交付等要綱第8に規定に基づく交付申請書に、別記2様式第2号により作成した都道府県事業実施計画書及び別記2様式第3号により作成した都道府県推進事務費内訳表を添付し、地方農政局長等に提出するものとする。

(ウ) 事業実施主体は「サービス事業者の所在地」と「サービスを提供する主たる都道府県」が異なる場合は、原則として、「サービスを提供する主たる都道府県」を管轄する都道府県知事に事業実施計画書等を提出するものとする。

なお、事業実施計画書等の提出を受けた都道府県知事は、確認を行うに当たり、必要に応じて、関係する都道府県知事に対して事業実施計画書等の写しを送付し、必要な調整を図るものとする。

#### イ 事業の交付決定

地方農政局長等は、アにより提出を受けた交付申請書及び事業実施計画書が適正であると判断する場合には、交付決定を行うものとする。

### 2 事業実施計画書の変更

事業実施主体は、交付決定後において、成果目標の達成に資する場合には、本事業の範囲内で、事業実施計画書の取組内容等を変更することができる。また、事業実施計画書で設定した成果目標について、事業実施中の事情変化による目標値の増減（成果目標の減は天災その他やむを得ない理由があると認められる場合に限る。）を伴う変更を行うことができる。

ただし、成果目標の変更及び交付等要綱別表2に定める重要な変更を行う場合には、あらかじめ交付等要綱第14の規定に基づく変更等承認申請書の提出及びその承認を受けなければならないものとし、その手続きは前項に準じて行うものとする。

### 3 概算払の手続

第1項の(2)により事業実施計画書を提出した事業実施主体に交付等要綱第18第2項に基づく概算払を行う際は、以下のとおり行うものとする。

ア 都道府県知事は、概算払を受けようとする事業実施主体から別記2様式第4号（都道府県知事が別に定める場合はその様式）により概算払請求書の提出を受けるものとする。

イ 都道府県知事は、提出された概算払請求書の内容を確認し、適正であると認めた場合には、事業実施主体への交付予定額の範囲内で、当該事業実施主体に補助金を交付するとともに、交付額を通知するものとする。

### 4 事業実績の報告

第1項の(2)により事業実施計画書を提出した事業実施主体が交付等要綱第19第1項に定める実績報告書を作成する際は、以下のとおり行うものとする。

ア 都道府県知事は、事業実施主体に対し、別記2様式第5号（都道府県知事が別に定める

場合はその様式)により実績報告書を提出させるものとする。

イ 都道府県知事は、提出された実績報告書について、内容が適切か、添付資料等により取組が確実に実施されたかを確認し、必要に応じて現地確認を行った上で、事業実施主体に対して交付額を通知し、補助金を交付するものとする。

#### 5 補助金の返還

第1項の(2)により事業実施計画書を提出した事業実施主体に交付等要綱第20第2項又は22第2項の返還を求める際は、以下のとおり行うものとする。

ア 都道府県知事は、事業実施主体が補助金を返還する必要がある場合には、地方農政局長等に速やかに報告するとともに、地方農政局長等の指示の下、当該事業実施主体に速やかに通知し、補助金の返還を求めるものとする。

イ アにより補助金の返還があった場合は、都道府県知事は当該返還額を国に返還するものとする。

ウ 都道府県知事は、アにより返還を求める場合には、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、法定利率で計算した加算金を請求するものとする。

エ ウにより返還を求められた金額を支払わない事業実施主体があるときは、都道府県知事は、期限を指定してこれを督促するものとする。

オ 地方農政局長等は、必要に応じて事業実施主体に対し直接補助金の返還を求めることができるものとする。

### 第8 事業の報告等

#### 1 目標年度の前年度までの事業実施状況の報告

実施要領第9第1項の報告は、以下のとおり行う。

##### (1) 第7第1項の(1)により事業実施計画書の提出等を行った場合

ア 事業実施主体は、事業実施計画書で設定した成果目標の達成状況等について、本事業の実施年度から目標年度の前年度までの間、毎年度、翌年度の7月末までに、別記2様式第6号により事業実施状況報告書を作成し、別記2様式第7号に添付して地方農政局長等に提出するものとする。

イ 地方農政局長等は、アによる報告を受けた場合には、その内容について点検し、成果目標の達成等が立ち遅れていると判断した場合は、当該事業実施主体に対して適切な措置を講ずるものとする。

ウ 地方農政局長等は事業実施主体に対し、ア及びイに定める報告以外に、必要に応じ、報告や必要な資料の提出を求めることができるものとする。

##### (2) 第7第1項の(2)により事業実施計画書の提出等を行った場合

ア 事業実施主体は、事業実施計画書で設定した成果目標の達成状況等について、本事業の実施年度から目標年度の前年度までの間、毎年度、翌年度の6月末までに、別記2様式第6号(都道府県知事が別に定める場合はその様式)により事業実施状況報告書を作成し、別記2様式第7号(都道府県知事が別に定める場合はその様式)に添付して都道府県知事に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アによる報告を受けた場合には、その内容について点検し、成果目

標の達成等が立ち遅れていると判断した場合は、当該事業実施主体に対して適切な措置を講ずるものとする。また、点検結果について、アの期限とする年度の7月末日までに別記2様式第8号により都道府県事業実施状況報告書を作成し、地方農政局長等に提出するものとする。

ウ 都道府県知事及び地方農政局長等は事業実施主体に対し、ア及びイに定める報告以外に、必要に応じ、報告や必要な資料の提出を求めることができるものとする。

## 2 評価報告

実施要領第10第1項の事業の評価の報告は、以下のとおり行う。

### (1) 第7第1項の(1)により事業実施計画書の提出等を行った場合

事業実施主体は、目標年度の翌年度において、事業実施計画書で設定した目標年度の成果目標の達成状況等について、自ら評価を行い、目標年度の翌年度の7月末日までに、別記2様式第9号により評価報告書を作成し、別記2様式第10号に添付して地方農政局長等に提出するものとする。

### (2) 第7第1項の(2)により事業実施計画書の提出等を行った場合

ア 事業実施主体は、目標年度の翌年度において、事業実施計画で設定した目標年度の成果目標の達成状況等について、自ら評価を行い、目標年度の翌年度の6月末日までに、別記2様式第9号(都道府県知事が別に定める場合はその様式)により評価報告書を作成し、別記2様式第10号(都道府県知事が別に定める場合はその様式)と併せて都道府県知事に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アによる報告を受けた場合には、その内容について点検し、点検結果について、アの期限とする年度の7月末日までに別記2様式第11号により都道府県事業評価報告書を作成し、地方農政局長等に提出するものとする。

## 第9 評価等

実施要領第10第1項の事業の評価は、以下のとおり行う。

### 1 事業成果の評価及び改善措置の指導等

(1) 地方農政局長等が事業実施主体又は都道府県知事から第8第2項の規定による評価報告を受けた場合には、その内容を点検し、事業の成果の評価を行い、その評価所見等を別記2様式第12号により作成した上で、農産局長に報告するものとする。

(2) 評価果の取りまとめは、ア又はイにより行うものとする。

ア 第8第2項の(1)により事業実施主体が評価報告を行った場合

農産局長は、(1)により提出を受けた評価所見等を取りまとめ、評価結果・手法及びその他必要な事項等について意見を聴取するために評価委員会に諮るものとし、地方農政局長等は、評価委員会の意見を踏まえ、最終的な評価結果を取りまとめるものとする。

イ 第8第2項の(2)により事業実施主体が評価報告を行った場合

地方農政局等において関係部局で構成する検討会を開催する等により最終的な評価結果を取りまとめるものとする。

(3) 地方農政局長等は、(2)により取りまとめられた最終的な評価結果を公表するものとする。なお、地方農政局長等は、事業実施計画書に定められた成果目標の全部又は一部が達

成されていないと認める場合には、当該事業実施主体に対し直接又は都道府県知事を通じ、目標達成に向けて取り組むよう指導を行い、実施要領様式第2号による改善計画を別記2様式第6号による事業実施状況報告書と併せて速やかに報告させるものとする。

ただし、以下に該当する場合にあっては、事業実施主体から成果目標の変更又は評価の終了の改善計画を提出させ、(2)の規定に準じて評価委員会に諮る等した上で、妥当と判断された場合には、成果目標を変更し、又は評価を終了することができるものとする。なお、成果目標の変更手続は、交付等要綱第14の規定による計画変更に係る手続に準じて行うものとする。

ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

(4)(3)の改善計画に基づく取組の再評価については、(1)から(3)までに準じて行うものとする。

## 2 報告又は指導

地方農政局長等及び都道府県知事は、事業実施主体に対し、本事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

## 第10 環境負荷低減の取組（みどりチェック）

1 事業実施主体は、別記2様式第1-5号のチェックシートに記載された環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックするものとする。また、事業実施主体は、交付等要綱第8に定める交付申請書（第7第1項の(2)により都道府県に事業実施計画書を提出する場合にあっては、同(2)のアに規定する交付申請書をいう。）の提出に併せて、当該チェックシートを地方農政局長等又は都道府県知事に提出するものとする。

2 事業実施主体は、本事業実施後に前項のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックした上で、交付等要綱第19第1項に定める実績報告書（第7第1項の(2)により都道府県に事業実施計画書を提出した場合にあっては、同第4項に規定する実績報告書をいう。）の提出に併せて、当該チェックシートを地方農政局長等又は都道府県知事に提出するものとする。

なお、チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員等が実際に各取組をしたかどうか確認を行うこととする。

3 都道府県知事は、第1項又は前項により全ての事業実施主体からチェックシートを収集し、地方農政局長等に提出するものとする。

別表1 (第2関係)

メニュー	事業内容	補助率及び上限額
(1) 立上げ・事業拡大の取組	<p>サービス事業者に対し、サービス事業の新規立上げ、既存のサービス事業の拡大に必要な以下の取組に係る経費を支援するものとする。</p> <p>ア サービス事業の新たな産地等におけるニーズ調査の実施</p> <p>イ サービス事業の企画・検討に当たって必要な機械のレンタル・改修、データ収集・分析、技術実証、検討会等の実施</p> <p>ウ サービス事業を企画・運営する専門人材の育成</p> <p>エ サービス事業の普及に資するデモ実演、情報発信等の実施</p>	<p>補助率：定額</p> <p>上限額：1事業実施主体当たり以下のとおり</p> <p>ア 実施要領第5第1項により農産局長が募集を行う場合：3,000万円</p> <p>イ 実施要領第5第1項により都道府県が募集を行う場合</p> <p>(ア)(イ)以外の場合：1,500万円</p> <p>(イ)事業実施主体が、スマート農業技術の活用に関する法律(令和6年法律第63号。以下「スマート農業技術活用促進法」という。)に基づき認定された生産方式革新実施計画において促進事業者として位置づけられており、かつ本事業の取組内容が当該計画の内容と合致している場合：3,000万円</p>
(2) スマート農業機械等の導入	<p>サービス事業者に対し、サービス事業の提供に必要となるスマート農業機械等の導入に係る経費を支援するものとする。</p>	<p>補助率：1/2以内</p> <p>上限額：1事業実施主体当たり以下のとおり</p> <p>ア 実施要領第5第1項により農産局長が募集を行う場合：5,000万円</p> <p>イ 実施要領第5第1項により都道府県が募集を行う場合</p> <p>(ア)(イ)又は(ウ)以外の場合：1,500万円</p> <p>(イ)スマート農業機械を導入する場合：3,000万円</p> <p>(ウ)事業実施主体が、スマート農業技術活用促進法に基づき認定された生産方式革新実施計画において促進事業者として位置</p>

<p>(3) 都道府県推進事務</p>	<p>都道府県が、(1) 又は (2) の事業実施に関し、申請書類の確認、補助金の交付及び事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査検討等を行うのに要する経費を支援するものとする。</p>	<p>づけられており、かつ 本事業の取組内容が 当該計画の内容と合 致している場合： 5,000 万円</p> <p>補助率：定額 上限額：都道府県内の事業 実施主体が(1) 又 は(2) で申請する 国庫補助金の合計 額の10%以内</p>
---------------------	---	---

別表2 (第4関係)

費目	細目	推進事業のうち 対象となる メニュー	内 容	注意点
事業費	会 場 借 料	(1) 立上げ・事 業拡大の取組 (3) 都道府県推 進事務	・本事業を実施するた めに直接必要な会議・商談 会・イベント等の開催や テストマーケティング等 を行う場合の会場費とし て支払われる経費	・事業実施主体又は都道 府県が会議室等を所有し ている場合は、当該会議 室等を優先的に使用する こと。
	会 場 設 営費	(1) 立上げ・事 業拡大の取組	・本事業を実施するた めに直接必要な会議・商談 会・イベント等の開催や 実証・テストマーケティ ング等を行う場合の設営 に係る経費	
	通信・運 搬費	(1) 立上げ・事 業拡大の取組 (3) 都道府県推 進事務	・本事業を実施するた めに直接必要な郵便、運送、 電話等の通信に係る経費	・切手は物品受払簿で管 理すること。 ・電話等の通信費につい ては、基本料を除く。
	借上費	(1) 立上げ・事 業拡大の取組 (3) 都道府県推 進事務	・本事業を実施するた めに直接必要な実験機器、 事務機器、通信機器、ス マート農業機械等、農業 用施設、ほ場等の借上げ 経費	・リース又はレンタル費 用は、事業実施期間中に 発生したものに限る。
	印 刷 製 本費	(1) 立上げ・事 業拡大の取組 (3) 都道府県推 進事務	・本事業を実施するた めに直接必要な資料等の印 刷、製本等に係る経費	
	情 報 発 信費	(1) 立上げ・事 業拡大の取組 (3) 都道府県推 進事務	・本事業を実施するた めに直接必要なポスター・ チラシ等の作成・配布等 に係る経費 ・事業を実施するために 直接必要な情報発信（事 業の案内や成果発信等） にかかる費用	

資料購入費	(1) 立上げ・事業拡大の取組 (3) 都道府県推進事務	・本事業を実施するために直接必要なデータや図書、参考文献の購入に係る経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。
原材料費	(1) 立上げ・事業拡大の取組	・本事業を実施するために直接必要な機械等の改修や試験等に必要の原材料に係る経費	・原材料は物品受払簿で管理すること。 ・有償で販売するもの及び認知度向上等を目的として相当数を無償で配布するものは含まない。
資材費	(1) 立上げ・事業拡大の取組	・本事業を実施するために直接必要な種苗、農薬、肥料等の資材に係る経費であって、実証ほ場の設置、検証、サービス事業のデモ実演等に係る掛かり増し資材費（通常の営農活動に係るものを除く。）	・資材は物品受払簿で管理すること。
燃料費	(1) 立上げ・事業拡大の取組 (3) 都道府県推進事務	・本事業を実施するために直接必要な機械や車両等の燃料代	・(1) 立上げ・事業拡大の取組においては、事業においてスマート農業機械等で行う作業に必要なものに限る。
研修受講費	(1) 立上げ・事業拡大の取組	・本事業を実施するために直接必要な研修の受講に要する経費	・補助金の確定額は、補助事業に要した配分経費ごとの実支出額と、配分経費に対応する補助金の額（変更された場合は変更後の額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。ただし、実支出額の算出に当たって、本事業により開催した研修会等において徴収した受講料等に補助対象経費が含まれる場合には、当該受講料等のうち補助対象経

				費に相当する金額を控除するものとする。
人件費		(1) 立上げ・事業拡大の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業を実施するために直接従事する事業実施主体の正職員、出向者、嘱託職員、管理者等の直接作業時間に対する給料</li> <li>その他手当</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・積算根拠となる資料を添付すること。</li> <li>・人件費の算定に当たっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産大臣官房経理課長通知。以下同じ。）」に定めるところにより取り扱うものとする。</li> <li>・人件費は、謝金の支払対象者に対して支払うことは認めない。</li> <li>・本事業で取り組む機械等の改修、データ収集・分析等、デモ実演、技術実証及びサービス事業の専門人材の育成のための研修の実施に係るものに限る。</li> </ul>
給与		(1) 立上げ・事業拡大の取組 (3) 都道府県推進事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会計年度任用職員（フルタイム）に対して地方公共団体が支払う給与</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地方公務員法及び地方自治体の一部を改正する法律(平成29年5月17日法律第29号。以下「改</li> </ul>

				<p>正法」という。)」による改正後の地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給与については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」に定めるところにより取り扱うものとする。</li> <li>・給与の単価の設定根拠となる資料を添付すること。</li> <li>・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画書に明記すること。</li> <li>・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。</li> </ul>
報酬		<p>(1) 立上げ・事業拡大の取組 (3) 都道府県推進事務</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う報酬</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正法による改正後の地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員を対象とする。</li> <li>・報酬については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」に定めるところにより取り扱うものとする。</li> <li>・報酬の単価の設定根拠となる資料を添付すること。</li> <li>・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画書に明記すること。</li> <li>・実働に応じた対価以外</li> </ul>

				の有給休暇や各種手当は認めない。
職員手当等		(1) 立上げ・事業拡大の取組 (3) 都道府県推進事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会計年度任用職員（フルタイム）に対して地方公共団体が支払う時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、通勤手当、期末手当、特殊勤務手当、地域手当、初任給調整手当、へき地手当</li> <li>・会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う期末手当</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正法による改正後の地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する会計年度任用職員を対象とする。</li> <li>・職員手当等の単価の設定根拠となる資料を添付すること。</li> <li>・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画書に明記すること。</li> <li>・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。</li> </ul>
旅費	委員旅費	(1) 立上げ・事業拡大の取組 (3) 都道府県推進事務	・本事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査等旅費	(1) 立上げ・事業拡大の取組 (3) 都道府県推進事務	・本事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	
	費用弁償	(1) 立上げ・事業拡大の取組 (3) 都道府県推進事務	・会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う通勤に係る費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正法による改正後の地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する会計年度任用職員を対象とする。</li> <li>・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画書に明記すること。</li> </ul>

				<ul style="list-style-type: none"> <li>・費用弁償の単価の設定根拠となる資料を添付すること。</li> </ul>
謝金	委員等謝金	<p>(1) 立上げ・事業拡大の取組</p> <p>(3) 都道府県推進事務</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集、アンケート調査等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費</li> <li>・事業メニュー(3)においては、活動に対する指導・助言及び手引きの作成等に要する外部専門家等に対する謝礼に必要な経費</li> <li>・事業メニュー(3)においては、都道府県に設置された第三者委員会等の会議において助言等を行う外部専門家への謝礼に必要な経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。</li> </ul>
賃金等		<p>(1) 立上げ・事業拡大の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業を実施するため直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」に定めるところにより取り扱うものとする。</li> <li>・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。</li> <li>・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。</li> <li>・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。</li> </ul>
委託費		<p>(1) 立上げ・事業拡大の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業の交付目的たる事業の一部（例えば、</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託を行うに当たっては、第三者に委託するこ</li> </ul>

		(3) 都道府県推進事務	事業の成果の一部を構成する調査の実施・取りまとめ、機械・システムの改修等)を他の者に委託するために必要な経費	とが必要であり、合理的かつ効果的な業務に限り実施できるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金の額の50%未満とすること。ただし、交付事務の委託についてはこの限りではない。</li> <li>・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。</li> <li>・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。</li> </ul>
役務費		(1) 立上げ・事業拡大の取組 (3) 都道府県推進事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業を実施するために直接必要であり、かつ、それだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行う経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。</li> </ul>
備品費		(1) 立上げ・事業拡大の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業を実施するために直接必要な試験、検証、調査備品の導入に係る経費（サーバ導入費を含む。）。ただし、リース又はレンタルを行うことが困難な場合に限る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取得単価が50万円以上（税別）の調査備品については、見積書（原則3社以上（該当する設備備品を1社しか扱っていない場合は除く。）、カタログ等を添付すること。</li> <li>・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意をもって当該備品を管理する体制が整っていること。</li> <li>・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用及び管理についての契約を交わすこと。</li> </ul>
雑役務	手数料	(1) 立上げ・事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業を実施するため</li> </ul>	

費		業拡大の取組 (3) 都道府県推進事務	に直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	租 税 公 課	(1) 立上げ・事業拡大の取組 (3) 都道府県推進事務	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費	
機械費		(2) スマート農業機械等の導入	・サービス事業を実施するために直接必要なスマート農業機械等の導入又はリース導入に係る経費 ・サービス事業を実施するために直接必要な農業機械専用運搬車の導入又はリース導入に係る経費	・別紙の補助対象基準のとおり。 ・農業機械専用運搬車の導入又はリース導入は、本事業の取組に係るサービス事業に必要なものであって、本事業で導入するスマート農業機械等と一体的に導入する場合に限る。なお、農業機械専用運搬車とは、セーフティローダー、積載型トラッククレーン等の農業機械の積込みや積降ろしを安全かつ容易に行い得る機構を有するものとする。

(注1) 補助対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。

(注2) 上記の経費であっても以下の経費にあつては認めないものとする。

- 1 事業実施に直接関連のない経費
- 2 事務所の家賃など事業実施主体の経常的な運営経費
- 3 事業実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
- 4 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額※  
(※補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。)
- 5 傷害保険等任意保険の加入に要する経費
- 6 補助事業の有無にかかわらず、事業実施主体が具備すべき備品、物品等の購入及びリース・レンタルに要する経費
- 7 他の国庫補助金を受けた又は受ける予定の経費

- 8 その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要したことを証明できない経費

(注3) 補助対象となる農業機械専用運搬車の要件

残存耐用年数期間において以下の要件を満たすものとする。

- 1 適正な管理のため車体に本補助金の名称（「令和〇年度スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業（農業支援サービスの立上げ・事業拡大支援）」）を明示すること
- 2 運行記録、業務日報など業務の用に供していることを証する書類を整備すること
- 3 保管場所が事業所（個人の場合は自宅等）となっていること
- 4 当該車両に係る任意保険の使用目的設定が「事業使用」となっている又は他用途に使用しないことを宣誓する書面を整備すること

※本事業の目的を妨げない限度を超えて使用されていたことが確認された場合は、補助の対象外とする。

なお、農業機械専用運搬車で補助の対象となる経費は、車体に係る経費のみで、オプション・付属品（カーナビ、リアカメラ等）、自賠責保険、自動車税等、車検等の検査・登録手数料、タイヤ交換代、オイル・ガソリン代・電気代、諸手続費用は補助対象外とする。ただし、サービス事業の実施のために行うスマート農業機械等の運搬において必要となる荷台のカスタマイズ等については除く。

別表3 (第5関係)

農業支援サービスの立上げ・事業拡大支援の審査基準

1 共通の審査項目等  
実施要領別表2の1のとおり

2 各事業の審査項目等  
(農業支援サービスの立上げ・事業拡大支援)

審査項目	配分基準	点数配分	
1 計画内容の実効性	サービス事業の事業性や活用する技術の新規性等を踏まえ、計画内容に実効性が認められるか。	1～10点	
	実効性が認められない。	不採択	
2 総合評価	1の共通の審査項目及び本表の審査項目1の審査を踏まえた総合的な評価として、事業実施計画書の内容等の妥当性を採点する。	1～10点	
	事業実施計画書の内容等は妥当といえない。	不採択	
3 農業現場への貢献度	サービス事業の展開により、将来的により多くの農業者に対して生産性の向上の効果を発揮できるか。成果目標に応じて加算する。		
	(サービス提供先の過半以上が施設園芸の場合)		
	①-1 複数都道府県へサービスを提供する場合	20ha以上	10点
		10ha以上	7点
		5ha以上	5点
		1ha以上	3点
		1ha未満	0点
		(サービス提供先が上記以外の場合)	
	①-2 都道府県内でサービスを提供する場合	700ha以上	10点
		500ha以上	7点
		300ha以上	5点
		100ha以上	3点
		100ha未満	0点
		サービス提供面積の拡大量に係る目標に応じて以下のとおり加算する。 (サービス提供先の過半以上が施設園芸の場合)	
		10ha以上	10点
		9ha以上	9点
		8ha以上	8点
		7ha以上	7点
		6ha以上	6点
		5ha以上	5点
		4ha以上	4点
		3ha以上	3点
		2ha以上	2点
		1ha以上	1点
		1ha未満	0点
		(サービス提供先が上記以外の場合)	
	200ha以上	10点	
150ha以上	9点		
100ha以上	8点		
90ha以上	7点		
70ha以上	6点		
50ha以上	5点		
40ha以上	4点		
30ha以上	3点		
20ha以上	2点		
10ha以上	1点		
10ha未満	0点		
4 新規事業への展開に係るポイント	以下のいずれかに該当する場合、加算する ・既に何らかのサービス事業を行っている者のうち、これまでサービスで用いていた機械に加え、新たに別の種類の農業機械を用いて新規事業(ドローンを水稻の農薬散布サービ	5点	

	<p>スのみ利用する場合を除く)に取り組む場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでサービス事業を行っていない者のうち、新たに農業機械を用いたサービスを提供する取組(ドローンを水稻の農業散布サービスにのみ利用する場合を除く)に取り組む場合</li> </ul>	
5 スマート農業機械の導入	<p>事業実施主体が導入する農業機械が、スマート農業機械に該当する場合、加算する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動操舵農機(後付け装置及び自動走行農機を含み、ドローンを除く)</li> <li>・電動草刈機(自立走行式又はリモコンのもの)</li> <li>・食味・収量センサ付コンバイン</li> <li>・収穫ロボット(カメラ・AIによる画像分析等により収穫の要否を判断し農産物を収穫・運搬するロボット)</li> <li>・可変施肥機(ほ場マップ等のデータを参照して自動的に可変施肥を行う機能を有するブロードキャストや田植機、施肥用ドローン等)</li> <li>・センシングドローン</li> <li>・このほか申請時点においてスマート農業技術活用促進法に基づき認定されている生産方式革新実施計画におけるスマート農業機械に合致するもの</li> </ul>	15点
6 スマート農業技術活用促進法に基づく生産方式革新実施計画の認定	<p>以下のいずれかに該当する場合、加算する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業の事業実施主体が農業者にあつては、採択決定通知日までに農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律(令和6年法律第63号。以下「スマート農業技術活用促進法」という)に基づき、生産方式革新実施計画の認定を受けており、かつ本事業での取組内容が当該計画の内容と合致している場合。(※1)</li> <li>・本事業の事業実施主体がサービス事業者又は食品等事業者である場合にあつては、採択決定通知日までにスマート農業技術活用促進法に基づき認定された生産方式革新実施計画において促進事業者として位置づけられており、かつ本事業の取組内容が当該計画の内容と合致している場合。(※1)</li> </ul>	10点
7 農業競争力強化支援法に基づく事業参入計画の認定	<p>農業競争力強化支援法(平成29年法律第35号)に基づく事業参入計画の認定を受けている場合、加算する</p>	5点
8 みどりの投資促進税制の対象機械の導入	<p>事業実施主体が導入するスマート農業機械等が、申請時点でみどり投資促進税制の対象機械に該当する場合、加算する</p>	5点
9 みどりの食料システム法に基づく基盤確立事業実施計画の認定	<p>本事業の申請に係るサービス事業がみどりの食料システム法に基づく基盤確立事業実施計画の認定を受けている場合、加算する</p>	5点
10 みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画の認定	<p>サービス提供先の農業者に、みどりの食料システム法第19条第1項及び第2項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている農業者が含まれている場合、加算する</p>	5点
11 地域計画への位置づけ	<p>サービス提供地域において策定された地域計画(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という)第19条第1項に規定する地域計画をいう。以下同じ。)のうち、将来像が明確化された地域計画(※2)又はブラッシュアップされた地域計画(※3)に事業実施主体がサービス事業者として位置づけられている場合、加算する</p>	5点
12 中山間地域における農業支援サービスの展開	<p>サービス提供先の農業者の過半以上が中山間地域で営農している場合、加算する</p> <p>ただし、中山間地域とは、「農林統計に用いる地域区分の制定について」(平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知)の農業地域類型区分別基準指標(※)において、中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域のことを指し、平地は中山間地域以外の地域を指す。</p> <p>※HP  <a href="https://www.maff.go.jp/j/tokei/chiiki_ruikei/setsumei.html">https://www.maff.go.jp/j/tokei/chiiki_ruikei/setsumei.html</a> 掲載の「農業地域類型一覧表(令和5年3月2日改定)」の第一分類で「中間農業地域」=3、「山間農業地域」=4と区分されている地域を確認すること。</p>	15点

※1:事業実施年度中に生産方式革新実施計画の認定を受けることが確実である場合を含む。なお、この場合において、事業実施年度中に計画認定を受けることが確実であるとして加点され、このことにより採択水準に達した者が、配慮すべき事情なく事業実施年度中に計画認定を受けなかった場合には、事業実施主体は、当該事業を取り下げ、中止し、又は廃止するものとする。

※2:「将来像が明確化された地域計画」(申請日において、次のア、イ及びウの要件を満たすものをいう。ただし、令和8年度に実施するものについては、ウの要件は適用しない。)

ア 農用地の利用の集積に関する目標

地域計画に記載する「将来の目標とする集積率」(以下「目標集積率」という。)について、次に掲げる基準を全て満たすものであること。

(ア) 目標集積率が、「現状の集積率」(以下「現状集積率」という。)を下回らないこと。

(イ) 目標集積率が8割以上であること。

ただし、都府県にあつては、農業地域類型(「農林統計に用いる地域区分の制定について」(平成13年

11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知)の農業地域類型区分別基準指標の分類をいう。以下同じ。)が、市町村を単位として中間農業地域又は山間農業地域である場合、目標集積率が6割以上であれば可とする。

イ 農業を担う者が定められていない農用地等の面積の割合

地域計画に記載する「区域内の農用地等面積」から「地域内の農業を担う者一覧」に掲げる者の「10年後」における「経営面積」及び「作業受託面積」の合計を控除した面積が「区域内の農用地等面積」に占める割合(以下「農業を担う者が定められていない農用地等の面積の割合」という。)が、次に掲げる基準を満たすものであること。

(ア) 農業地域類型が都市的地域又は平地農業地域である場合にあつては、1割未満であること。

(イ) 農業地域類型が中間農業地域又は山間農業地域である場合にあつては、2割未満であること。

ウ 地域内の農業を担う者の経営面積及び作業受託面積

地域計画に記載する「地域内の農業を担う者一覧」に掲げる者の「10年後」における「経営面積」及び「作業受託面積」の合計が、「現状」における「経営面積」及び「作業受託面積」の合計と比較して増加していること。

※3:「ブラッシュアップされた地域計画」(申請日において、次のア及びイの要件を満たすものをいう。)

ア 農用地の利用の集積に関する目標

地域計画に記載する目標集積率について、次に掲げる基準を全て満たすものであること。

(ア) 目標集積率が、現状集積率を下回らないこと。

(イ) 目標集積率が8割以上であること。

ただし、都府県にあつては、農業地域類型が、市町村を単位として中間農業地域又は山間農業地域である場合、目標集積率が6割以上であれば可とする。

イ 地域計画が最初に公告(農業経営基盤強化促進法第19条第8項に規定する公告をいう。以下同じ。)された日以降に変更されており、かつ、次に掲げる基準を全て満たすものであること。

(ア) 地域計画が最初に公告された日以降に、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に規定する協議の場が設けられ、その協議の結果が公表されていること

(イ) 変更後の地域計画における農業を担う者が定められていない農用地等の面積の割合が、変更前と比較して2割以上減少していること。

別記2様式第1号（第7関係）

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿<sup>※1</sup>

〇〇都道府県知事 殿<sup>※1</sup>

事業実施主体名  
所在地  
代表者氏名

スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業のうち農業支援サービスの立上げ・事業拡大支援の事業実施計画書の提出について

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうちスマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業実施要領（令和7年4月1日付け6農産第5164号農林水産省農産局長通知）別記2の第7の規定に基づき、関係書類を添えて提出する。

- （注） 1 関係書類として、別記2様式第1-1号から第1-6号までを、また、スマート農業機械等の導入として農業機械専用運搬車を導入する場合は別記2様式第1-7号の理由書を添付すること。
- 2 ※1について、提出先の地方農政局長等名または都道府県知事名を記入すること。

## 事業実施計画書（総括表）

### スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業のうち農業支援サービスの立上げ・事業拡大支援

1 事業実施計画書の提出

○○都道府県知事 殿（※1）
○○農政局長 殿（※2） （北海道農政事務所長 殿） （沖縄総合事務局長 殿）

※1：おおむね都道府県域でサービス事業を提供するサービス事業者（北海道で取り組むサービス事業者にあつては、おおむね北海道内の総合振興局・振興局域でサービスを提供するサービス事業者）である場合

※2：原則、複数の都道府県にわたりサービス事業を提供するサービス事業者（北海道で取り組むサービス事業者にあつては、原則、北海道内の複数の総合振興局・振興局でサービスを提供するサービス事業者）である場合

※ 該当する提出先を選択するとともに、「○○」を適切な名称へ修正すること。

2 事業実施主体及び共同申請者

事業実施主体名		取り組むメニュー		事業実施主体区分	
事業実施主体		<input type="checkbox"/>	立上げ・事業拡大の取組	<input type="checkbox"/>	スマート農業機械等の導入
サービス事業者					

注：適宜、行を追加して記入すること

3 経費の配分

事業実施主体名	メニュー	総事業費（円）	負担区分		備考
			国庫補助金（円）	その他（円）	
	合計				
	（定額）				
	（1/2以内）				

※補助率が異なる経費ごとに記載すること。

4 添付資料

- （1）別記2様式第1-2号 事業実施計画書（詳細）（必須）
- （2）別記2様式第1-5号 「みどりチェック」チェックシート（必須）

5 書類等確認機関による確認（書類等確認機関記載欄）

	受付No.	確認日	確認者	備考
確認結果	<input type="checkbox"/> 事業実施主体の要件を満たしていることを確認した			
	<input type="checkbox"/> 補助要件を満たしていることを確認した			
	<input type="checkbox"/> 申請書類がそろっていることを確認した			



過年度の国の補助事業の実施実績等	農業支援サービス事業育成対策	令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度			
		実施実績	成果目標の達成状況	実施実績	成果目標の達成状況	実施実績	成果目標の達成状況	実施実績	成果目標の達成状況	実施実績	成果目標の達成状況	実施実績	成果目標の達成状況	実施実績	成果目標の達成状況		
※実施実績がある補助事業があれば、「実施実績」欄について「○」を選択するとともに、「成果目標の達成状況」欄について「達成」、「未達成」、「目標年度未到達」のいずれかを選択すること。	令和3年度補正予算スマート農林水産業の全国展開に向けた導入支援事業	実施実績		令和4年度補正予算農業支援サービス事業インキュベーション緊急対策	実施実績		令和5年度補正予算農業支援サービス事業緊急拡大支援対策	実施実績		令和6年度補正予算スマート農業・農業支援サービス導入総合サポート緊急対策事業	実施実績		令和7年度当初予算スマート農業・農業支援サービス導入総合サポート事業	実施実績			
		成果目標の達成状況			成果目標の達成状況			成果目標の達成状況			成果目標の達成状況			成果目標の達成状況			

### 3 農業支援サービスの内容

本事業の取組に係るサービスの類型等	サービス事業の類型	左記で「⑤その他複合型」を選択した場合は、該当するサービス類型を複数選択				サービス事業において対象とする作物																																																																																														
本事業の取組に係るサービス事業の内容																																																																																																				
サービス事業の実施状況	<input type="checkbox"/>	既に何らかの農業支援サービスを実施している	<input type="checkbox"/>	本事業により新規でサービス事業を実施する																																																																																																
(既に実施している場合) 当該サービスの具体的内容																																																																																																				
本事業の取組に係るサービス事業における取組・技術の特徴・必要性																																																																																																				
サービス事業の利用者の現状・課題																																																																																																				
本事業の取組に係るサービス事業の展開戦略																																																																																																				
本事業の取組に係るサービス事業を実施する都道府県	<table border="1"> <tr><td>北海道</td><td>-</td></tr> <tr><td>青森県</td><td>-</td></tr> <tr><td>岩手県</td><td>-</td></tr> <tr><td>宮城県</td><td>-</td></tr> <tr><td>秋田県</td><td>-</td></tr> <tr><td>山形県</td><td>-</td></tr> <tr><td>福島県</td><td>-</td></tr> <tr><td>茨城県</td><td>-</td></tr> <tr><td>栃木県</td><td>-</td></tr> <tr><td>群馬県</td><td>-</td></tr> </table>	北海道	-	青森県	-	岩手県	-	宮城県	-	秋田県	-	山形県	-	福島県	-	茨城県	-	栃木県	-	群馬県	-	<table border="1"> <tr><td>埼玉県</td><td>-</td></tr> <tr><td>千葉県</td><td>-</td></tr> <tr><td>東京都</td><td>-</td></tr> <tr><td>神奈川県</td><td>-</td></tr> <tr><td>山梨県</td><td>-</td></tr> <tr><td>長野県</td><td>-</td></tr> <tr><td>静岡県</td><td>-</td></tr> <tr><td>新潟県</td><td>-</td></tr> <tr><td>富山県</td><td>-</td></tr> <tr><td>石川県</td><td>-</td></tr> </table>	埼玉県	-	千葉県	-	東京都	-	神奈川県	-	山梨県	-	長野県	-	静岡県	-	新潟県	-	富山県	-	石川県	-	<table border="1"> <tr><td>福井県</td><td>-</td></tr> <tr><td>岐阜県</td><td>-</td></tr> <tr><td>愛知県</td><td>-</td></tr> <tr><td>三重県</td><td>-</td></tr> <tr><td>滋賀県</td><td>-</td></tr> <tr><td>京都府</td><td>-</td></tr> <tr><td>大阪府</td><td>-</td></tr> <tr><td>兵庫県</td><td>-</td></tr> <tr><td>奈良県</td><td>-</td></tr> <tr><td>和歌山県</td><td>-</td></tr> </table>	福井県	-	岐阜県	-	愛知県	-	三重県	-	滋賀県	-	京都府	-	大阪府	-	兵庫県	-	奈良県	-	和歌山県	-	<table border="1"> <tr><td>鳥取県</td><td>-</td></tr> <tr><td>島根県</td><td>-</td></tr> <tr><td>岡山県</td><td>-</td></tr> <tr><td>広島県</td><td>-</td></tr> <tr><td>山口県</td><td>-</td></tr> <tr><td>徳島県</td><td>-</td></tr> <tr><td>香川県</td><td>-</td></tr> <tr><td>愛媛県</td><td>-</td></tr> <tr><td>高知県</td><td>-</td></tr> <tr><td>福岡県</td><td>-</td></tr> </table>	鳥取県	-	島根県	-	岡山県	-	広島県	-	山口県	-	徳島県	-	香川県	-	愛媛県	-	高知県	-	福岡県	-	<table border="1"> <tr><td>佐賀県</td><td>-</td></tr> <tr><td>長崎県</td><td>-</td></tr> <tr><td>熊本県</td><td>-</td></tr> <tr><td>大分県</td><td>-</td></tr> <tr><td>宮崎県</td><td>-</td></tr> <tr><td>鹿児島県</td><td>-</td></tr> <tr><td>沖縄県</td><td>-</td></tr> </table>	佐賀県	-	長崎県	-	熊本県	-	大分県	-	宮崎県	-	鹿児島県	-	沖縄県	-	サービスを提供する都道府県数 <input type="text" value="0"/>
北海道	-																																																																																																			
青森県	-																																																																																																			
岩手県	-																																																																																																			
宮城県	-																																																																																																			
秋田県	-																																																																																																			
山形県	-																																																																																																			
福島県	-																																																																																																			
茨城県	-																																																																																																			
栃木県	-																																																																																																			
群馬県	-																																																																																																			
埼玉県	-																																																																																																			
千葉県	-																																																																																																			
東京都	-																																																																																																			
神奈川県	-																																																																																																			
山梨県	-																																																																																																			
長野県	-																																																																																																			
静岡県	-																																																																																																			
新潟県	-																																																																																																			
富山県	-																																																																																																			
石川県	-																																																																																																			
福井県	-																																																																																																			
岐阜県	-																																																																																																			
愛知県	-																																																																																																			
三重県	-																																																																																																			
滋賀県	-																																																																																																			
京都府	-																																																																																																			
大阪府	-																																																																																																			
兵庫県	-																																																																																																			
奈良県	-																																																																																																			
和歌山県	-																																																																																																			
鳥取県	-																																																																																																			
島根県	-																																																																																																			
岡山県	-																																																																																																			
広島県	-																																																																																																			
山口県	-																																																																																																			
徳島県	-																																																																																																			
香川県	-																																																																																																			
愛媛県	-																																																																																																			
高知県	-																																																																																																			
福岡県	-																																																																																																			
佐賀県	-																																																																																																			
長崎県	-																																																																																																			
熊本県	-																																																																																																			
大分県	-																																																																																																			
宮崎県	-																																																																																																			
鹿児島県	-																																																																																																			
沖縄県	-																																																																																																			
						北海道の総合振興局・振興局																																																																																														
						サービスを提供する総合振興局等の数 <input type="text" value="0"/>																																																																																														
※ サービスを提供する都道府県に○を選択すること。 ※ 北海道内の複数総合振興局・振興局でサービスを提供する事業者はサービスを提供する主な総合振興局・振興局を記載すること。																																																																																																				

#### 4 事業計画

##### (1) 本事業の実施体制

<input type="checkbox"/>	産地の実情を踏まえて本事業の取組に助言等を行うことができる者（都道府県、市町村、農業協同組合等）が実施体制に位置付けられている

注1：実施体制図として、本事業に取り組む各者の協力体制、役割分担、事業の進行管理などの体制の方針をフロー図として記載すること（別添でも可）。

注2：委託先など、事業実施主体以外の事業者がいる場合は必ず記載すること。

注3：産地の実情を踏まえて本事業の取組に助言等を行うことができる者（都道府県、市町村、農業協同組合等）が実施体制に位置付けられている場合には、フロー図に明記した上でチェック欄においてチェックをつけること。

##### (2) 本事業の目的・内容

###### ア 本事業における取組内容の概要

--

###### イ 取組内容の詳細

###### ① 立上げ・事業拡大の取組

取組区分	目的	内容	備考 (※)
サービス事業の新たな産地等におけるニーズ調査の実施			
サービス事業の企画・検討に当たって必要な機械のレンタル・改修、データ収集・分析、技術実証、検討会等の実施			
サービス事業を企画・運営する専門人材の育成			
サービス事業の普及に資するデモ実演、情報発信等の実施			

※：自己資金で行う取組がある場合には、備考欄に記載すること。

② 導入・リース導入するスマート農業機械等（適宜、行を追加して記載すること。）

農業機械等の名称	メーカー名	型式	リース導入に該当	リース事業者名(※1)	取得予定年月	1台当たり導入価格(円、税込)	台数	税込み価格(円) (A)	国庫補助金額(円)	リース諸費用(円) (B)	新品・中古の別	法定耐用年数(※2) (C)	年あたりの機械費(D) (自動計算) (A+B)/(C)	備考
合計												年あたりの機械費(D)の合計		

※1：リース導入する場合のみリース事業者名を記載すること。

※2：中古の場合は、法定耐用年数から経過年数を除いた残存期間（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる）を記入すること。

※：リース導入の場合は別添1-1及び1-2の機械リース計画書を添付すること。

※：農業機械専用運搬車を導入する場合は、様式第1-7号の農業機械専用運搬車導入理由書を添付すること。

注：下取り価格又は処分益がある場合には、台当たり導入価格欄に下取り価格又は処分益（税抜き）を控除した価格を記入して下さい。また、「備考」欄に下取り価格又は処分益（税抜）を記入して下さい。

(3) 本事業の実施スケジュール（適宜、行を追加して記載すること。）

内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
	1/10/20	1/10/20	1/10/20	1/10/20	1/10/20	1/10/20	1/10/20	1/10/20	1/10/20	1/10/20	1/10/20	1/10/20	
① 立上げ・事業拡大の取組													
ア サービス事業の新たな産地等におけるニーズ調査の実施													
(1)													
イ サービス事業の企画・検討に当たって必要な機械のレンタル・改修、データ収集・分析等の実施													
(1)													
ウ サービス事業を企画・運営する専門人材の育成													
(1)													
エ サービス事業の普及に資するデモ実演、情報発信等の実施													
(1)													
② スマート農業機械等導入の取組													
(1)													

※ 取組内容ごとに取り組む時期を網掛けにより示して下さい。

事業完了予定年月日	
-----------	--

(4) 経費の配分

取組の種類	総事業費 (円、税込)	負担区分			消費税区分 (※1)	積算根拠
		国庫補助金 (円)	補助率	自己資金 (円)		
① 立上げ・事業拡大の取組						
ア サービス事業の新たな産地等におけるニーズ調査の実施						
費目			定額			
細目						
イ サービス事業の企画・検討に当たって必要な機械のレンタル・改修、データ収集・分析、技術実証、検討会等の実施						
費目			定額			
細目						
ウ サービス事業を企画・運営する専門人材の育成						
費目			定額			
細目						
エ サービス事業の普及に資するデモ実演、情報発信等の実施						
費目			定額			
細目						
	①のうち人件費					
	①のうち委託費					
② スマート農業機械等の導入			1/2			
総計 (①+②)						

※1：消費税区分欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載すること。

注1：適宜、行を追加して記載すること。

注2：人件費、給与、報酬、職員手当等、費用弁償、謝金及び賞金等については、その単価の設定根拠がわかる資料を添付すること。

注3：その他経費については、費用の根拠となる資料を添付すること。

注4：記載内容を別業とすることも可能とする。

5 成果目標及びそれに付随する計画

(1) 成果目標

成果目標	現状（令和○年度）（※1）（事業実施前年度）		事業実施年度（令和○年度）		令和○年度		目標年度（令和○年度）		成果目標の拡大量（目標年度値－現状値）		うち施設園芸に係る面積	
		ha		ha		ha		ha		ha	0	ha
(1) 本事業の取組に係るサービスを活用する農地面積に係る成果目標（※1）		ha		ha		ha		ha		ha	0	ha
目標値の算定方法及び根拠												

(2) 成果目標に付随する計画

成果目標に付随する計画	現状（※1）（令和○年度）		事業実施年度（令和○年度）		令和○年度		目標年度（令和○年度）		目標値の算定方法又は根拠（※2）
		経営体		経営体		経営体		経営体	
(2) 本事業の取組に係るサービスを活用する経営体数に係る計画（※1）		経営体		経営体		経営体		経営体	
(3) 事業実施主体の提供するサービス全体の売上げに係る計画（万円）（※2）		万円		万円		万円		万円	

※1：本事業の取組に係る農業支援サービスの現状及び目標等を記入すること。

※2：事業実施主体が取り組む農業支援サービス（本事業の取組に係る農業支援サービスに限らない。）に係る現状及び目標を記入すること。

(3) 事業実施要領第別記2-1第2の4の(2)の要件の確認

(スマート農業機械等の導入を行う場合) 本事業で導入する農業機械を用いたサービスに係る売上見込み（万円） (A)	処分制限期間における年あたりの機械費（万円）（※） (B)	全ての導入費用を償うことが見込まれる (A) > (B)

※4の(2)の②を再掲（本事業で導入する農業機械の価格合計÷耐用年数）。

6 導入するスマート農業機械等における要件等の確認

農業機械の名称 (自動表示)	メーカー名 (自動表示)	型式 (自動表示)	安全性検査合格機の選定			加算ポイントの該当(※3)		備考
			導入予定機械の発売 年月日	安全性検査合格の確 認対象の該当 (※1)	安全性検査に合格し ていることの確認 (※2)	スマート農業機械に 該当	みどり投資促進税制 の対象機械に該当	
				-	<input type="checkbox"/> 確認した	-	-	
				-	<input type="checkbox"/> 確認した	-	-	
				-	<input type="checkbox"/> 確認した	-	-	

※1：農用トラクター（乗用型・歩行型）、田植機、コンバイン（自脱型）のうち令和7年度以降新たに発売される型式の場合は、○を選択し、安全性検査合格機であるかどうか確認すること。

※2：検査合格機については、過年度分を含めて国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構のWEBサイトで検索できるほか、令和7年度以降の検査合格機については、各農業機械メーカーのWEBサイト、製品カタログ等に合格証票が掲載されていることを確認すること。確認した場合には、チェックをつけること。

※3：「加算ポイントの該当」欄には、実施要領別記2別表3に定める導入機械に係るポイントに該当する場合に○を選択すること。

7 加算ポイント

加算ポイントの項目	留意点	該当の有無 (※)	ポイント(自動表示)
①農業現場への貢献度(自動算定)		/	0
②新規事業への展開に係るポイント	以下のいずれかに該当する場合、加算する。 ・既に何らかのサービス事業を行っている者のうち、これまでサービスに用いていた農業機械に加え、新たに別の種類の農業機械を用いて新規事業（ドローンを水稻の農薬散布サービスにのみ利用する場合を除く。）に取り組む場合。 ・これまでサービス事業を行っていない者のうち、新たに農業機械を用いたサービスを提供する取組（ドローンを水稻の農薬散布サービスにのみ利用する場合を除く。）を実施する場合。	-	0
③スマート農業機械の導入	事業実施主体が導入する農業機械が、スマート農業機械に該当する場合、加算する。 ・自動操舵農機（後付け装置及び自動走行農機を含み、ドローンを除く。） ・電動草刈機（自立走行式又はリモコン式のもの） ・食味・収量センサ付コンバイン ・収穫ロボット（カメラ・AIによる画像分析等により収穫の可否を判断し農産物を収穫・運搬するロボット） ・可変施肥機（ほ場マップ等のデータを参照して自動的に可変施肥を行う機能を有するブロードキャスタや田植機、施肥用ドローン等） ・センシングドローン ・このほか申請時点において農林水産省がスマート農業技術活用促進法に基づき認定した生産方式革新実施計画におけるスマート農業機械	-	0

④スマート農業技術活用促進法に基づく生産方式革新実施計画の認定	以下のいずれかに該当する場合、加算する。 ・本事業の事業実施主体が農業者にあつては、採択決定通知日までに農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律（令和6年法律第63号。以下「スマート農業技術活用促進法」という。）に基づき、生産方式革新実施計画の認定を受けており、かつ本事業での取組内容が当該計画の内容と合致している場合。 ・本事業の事業実施主体がサービス事業者又は食品等事業者である場合にあつては、採択決定通知日までにスマート農業技術活用促進法に基づき認定された生産方式革新実施計画において促進事業者として位置付けられており、かつ本事業での取組内容が当該計画の内容と合致している場合。	—	0
⑤農業競争力強化支援法に基づく事業参入計画の認定	農業競争力強化支援法（平成29年法律第35号）に基づく事業参入計画の認定を受けている場合、加算する。	—	0
⑥みどり投資促進税制の対象機械の導入	事業実施主体が導入するスマート農業機械等が、申請時点でみどり投資促進税制の対象機械に該当する場合、加算する。	—	0
⑦みどりの食料システム法に基づく基盤確立事業実施計画の認定	本事業の申請に係るサービス事業がみどりの食料システム法に基づく基盤確立事業実施計画の認定を受けている場合	—	0
⑧サービス提供先農業者におけるみどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画の認定	サービス提供先の農業者に、みどりの食料システム法第19条第1項及び第3項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている農業者が含まれている場合、加算する。	—	0
⑨地域計画への位置づけ	サービス提供地域において策定された地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する地域計画をいう。以下同じ。）のうち、将来像が明確化された地域計画又はブラッシュアップされた地域計画に事業実施主体がサービス事業者として位置付けられている場合、加算する。	—	0
⑩中山間地域における農業支援サービスの展開	サービス提供先の農業者の過半以上が中山間地域で営農している場合、加算する。 ただし、中山間地域とは、「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）の農業地域類型区分別基準指標（※）において、中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域のことを指し、平地は中山間地域以外の地域を指す。 ※HP（ <a href="https://www.maff.go.jp/j/tokei/chiiiki_ruikei/setsume.html">https://www.maff.go.jp/j/tokei/chiiiki_ruikei/setsume.html</a> ）掲載の「農業地域類型一覧表（令和5年3月2日改定）」の第一分類で「中間農業地域」=3、「山間農業地域」=4と区分されている地域を確認すること。	—	0
※網掛け部分について、該当する場合には、○を選択の上、根拠資料を添付すること		合計	0

## 8 要件等の確認

### (1) 個人情報の取扱いの確認

<input type="checkbox"/>	私は、次の「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。
--------------------------	-----------------------------------

(次の「個人情報の取扱い」について同意する場合は、印にチェックを必ずご記入ください。)

#### 個人情報の取扱い

農林水産省、都道府県、民間団体は、スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策の実施に際して得た個人情報について、「個人情報を行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び関係法令に基づき適正に管理し、本事業の実施のため利用します。

また、農林水産省、都道府県、民間団体は、本事業の実施に係る説明会や国の他の補助事業の補助金交付等のため、関係機関に必要最小限度内において提供する場合があります。

### (2) 「農業分野におけるAIデータ契約ガイドラインに関する契約ガイドライン」に則した契約

申請時	実績報告時
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※「農業分野におけるAIデータ契約ガイドラインに関する契約ガイドライン」に則した契約を予定又は締結した場合は、チェックすること。

### (3) オープンAPIへの対応

導入を希望する農機のメーカーが、自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を

<input type="checkbox"/>	整備している	<input type="checkbox"/>	整備していない
--------------------------	--------	--------------------------	---------

※トラクター、コンバイン又は田植機の導入方又はリース導入を希望する場合は、以下の「参考」をご確認の上、導入を希望する農機のメーカーの状況について、チェックを入れること。

(参考) APIを自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を整備している・整備する見込みである農機メーカー  
(令和7年10月時点農林水産省調べ、五十音・アルファベット順で記載)

国内メーカー：井関農機株式会社、株式会社クボタ、三菱マヒンドラ農機株式会社、ヤンマーアグリ株式会社

海外メーカー：AGCO Corporation(Fendt、MASSEY FERGUSON、Valtra)、CLAAS KGaA mbH、CNH industrial N.V (Case IH、New Holland、Steyr)、  
Deere & Company(John Deere)、SDF group(SAME、DEUTZ-FAHR、Lamborghini)

※1 「整備していない」にチェックをした場合は、整備しているメーカーの農機に変更いただくか、導入を希望する農機でなければ事業目的を達成できない旨を別途証明いただく等の対応が必要となります。

※2 なお、「整備していない」にチェックした場合でも、導入を希望されるトラクター、コンバイン、田植機のメーカーが農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していない場合はメーカーの変更等の対応は不要です。

(4) 交付決定の取消の確認

次に該当する場合はチェックを入れること。

事業実施主体が過去3か年に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第17条第1項又は第2項の規程に基づく交付決定の取消を

<input type="checkbox"/>	受けたことがない
--------------------------	----------

(5) 暴力団員でないことの確認

次に該当する場合はチェックを入れること。

事業実施主体（個人である場合はその者、法人である場合は役員等）に

<input type="checkbox"/>	暴力団員が所属していない
--------------------------	--------------

※暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

9 添付資料

申請書類チェックシートに記載のある書類を提出すること。ただし、申請書類のうち、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能なものについては、以下に当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。複数ある場合は適宜行を追加して記入すること。

1	事業実施主体の概要が分かる資料	7	(スマート農業機械等をリース導入する場合) 別添1-1号、1-2号(機械リース計画書)	13	成果目標及びそれに付随する計画に係る目標値の根拠(同意書等)
2	財務資料	8	(農業機械専用運搬車を導入する場合) 別記2様式第1-7号 (農業機械専用運搬車導入理由書)	14	審査基準の加算ポイントに係る証拠書類
3	事業実施体制の分かる資料	9	経費使用に関する参考資料	15	別記2様式第1-6号申請書類チェックシート
4	別記2様式第1-4号(事業実施体制に関する資料)	10	(事業の一部を委託する場合) 委託契約書(案)	16	その他参考資料
5	(スマート農業機械等の導入に取り組む場合) 導入機械の性能が分かるパンフレット	11	別記2様式第1-3号 (サービス利用者一覧)	17	
6	(スマート農業機械等を導入する場合) 見積書	12	成果目標及びそれに付随する計画に係る現状値の根拠(現状の受委託契約書等)	18	

書類名	URLの記入欄

## サービス事業利用者一覧

### スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業のうち農業支援サービスの立上げ・事業拡大支援

1 事業実施主体名

--

2 直接サービスを提供する農業者

No.	サービスを利用する農業者名(※1)	サービス提供先の地域(市町村、集落名等)	提供サービス(必ず記載すること)							目標年度までの契約書の有無	(一の場合)見込んだ方法(※4)	環境負荷低減事業活動実施計画の認定
			中山間地に該当(※2)	内容(防除、施肥、収穫等)※加工・流通・販売に係るサービスは除く	対象作物	(A) サービスを提供している現状値面積(※3)	(B) 成果目標年度においてサービスを提供する面積(※3)	(B)-(A) 拡大面積				
1			-				ha	ha	ha	-		
2			-				ha	ha	ha	-		
3			-				ha	ha	ha	-		
4			-				ha	ha	ha	-		
5			-				ha	ha	ha	-		

※1: サービス利用者が膨大の場合、サービスを利用する農業者等が記載された別業を添付することにより、記載を簡略化することも可とする。

※2: 「農林統計に用いる地域区分の制定について」(平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知)の農業地域類型区分別基準指標において、中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域を指し、平地は中山間地域以外の地域を指す。

※3: (A)及び(B)に記載する面積は、延べ面積で記載すること。(A)には、事業実施前年度の利用者の実績を記載すること。

※4: 「-」と記載した場合について、その詳細(確保の方法や契約状況等)を記載すること。

※: 記載欄が足りない場合、適宜行を追加して記載すること。

3 農協等を経由して間接的にサービスを提供する農業者

No.	サービスを展開する農協等名	サービス提供先の地域(市町村、集落等名)	提供サービス(必ず記載すること)							目標年度までの契約書の有無	(一の場合)見込んだ方法(※4)	
			中山間地に該当(※)	内容(防除、施肥、収穫等)※加工・流通・販売に係るサービスは除く	対象作物	(A) サービスを提供している現状値面積	(B) 成果目標年度においてサービスを提供する面積	(B)-(A) 拡大面積	サービス利用者数			
1			-				ha	ha	ha	人	-	
2			-				ha	ha	ha	人	-	
3			-				ha	ha	ha	人	-	

※サービス提供先の地域が中山間地域とこれ以外に分かれる場合は、区別して記載すること(「中山間地域における農業支援サービスの展開」のポイント加算に該当しない整理とする場合には、この限りではない)。

4 本事業におけるニーズ調査等を踏まえて新たに確保するサービス利用者の人数(立上げ・事業拡大の取組に取り組む場合のみ記載)(※)

ニーズ調査等を行う地域名及び農業者の属性等	対象となる農業者数	ニーズ調査等により新たに確保するサービス利用者の人数	ニーズ調査等により新たに確保するサービス提供面積	ニーズ調査等により新たに確保するサービス利用者の人数やサービス提供面積の根拠等
	人	人	ha	

※ スマート農業機械等の導入に取り組まない場合は、当該欄のみの記載でも可。

5 現状面積及び成果目標年度における面積の合計(2~4の合計)

(A) 合計面積(ha)	(B) 合計面積(ha)	(B)-(A) 面積(ha)	ニーズ調査等により確保する面積	サービス利用者数(2~4のサービス利用者の合計)	ニーズ調査等により確保する利用者数
ha	ha	ha	ha	人	人

**事業実施体制に関する書類**  
 スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業のうち農業支援サービスの立上げ・事業拡大支援

○年○月○日時点

<b>1. 事業実施主体の概要(※)</b>	
名称	
所在地	
代表者	
副代表者、役員等	
事業年度	
従業員数	
事業内容	
<b>2. サービスの概要(※)</b>	
サービス分類	
サービス内容	
サービス対象品目	
サービス対象地域	
サービス提供期間	
サービスの最低利用期間	
<b>3. 料金・オプション(※)</b>	
基本料金単価	
追加料金要件	
その他サービス利用者が負担する主な料金	
解約・違約費用等	
<b>4. サービスの提供開始までの手続・期間、実施体制、サービス利用申込期限(サービス利用開始○日前まで等)</b>	
<b>5. サービス利用にあたって農業者等が実施すべき事項</b>	
<b>6. 責任範囲・保証内容</b>	
<b>7. 保有資格等</b>	
<b>8. 問合せ先(※)</b>	
電話番号	
受付時間	
担当部署	
メール、問合せフォーム等	

(注) ※を付したものは必須事項です。

## 「みどりチェック」チェックシート

事業名			
組織名			
代表者氏名			
住所		申請時 (します)	
連絡先		報告時 (しました)	

↓該当する方に○

解説書



- ・申請時は、項目に取り組む意思を示すため、全ての項目にチェックを入れてください
- ・報告時は、各項目の取組状況を振り返り、取り組んだことを確認してチェックしてください。
- ・各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。
- ・※の記載内容に「該当しない」場合は□にチェックしてください。

チェック	環境関係法令の遵守等	
<input type="checkbox"/>	①	みどりの食料システム戦略の理解
<input type="checkbox"/>	②	関係法令の遵守
<input type="checkbox"/>	③	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
<input type="checkbox"/>	④	正しい知識に基づく作業安全に努める
エネルギーの節減、適正な施肥、適正な防除		
<input type="checkbox"/>	⑤	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない(照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等)ように努める
<input type="checkbox"/>	⑥	環境負荷低減に配慮した商品、原料、農産物等の調達を検討
悪臭及び害虫の発生防止		
<input type="checkbox"/>	⑦	※肥料・飼料等の製造を行う場合(該当しない <input type="checkbox"/> ) 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分		
<input type="checkbox"/>	⑧	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
<input type="checkbox"/>	⑨	資源の再利用を検討
生物多様性への悪影響の防止		
<input type="checkbox"/>	⑩	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合(該当しない <input type="checkbox"/> ) 生物多様性に配慮した事業実施に努める
<input type="checkbox"/>	⑪	※特定事業場である場合(該当しない <input type="checkbox"/> ) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)、農薬取締法(昭和23年法律第82号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成28年法律第48号)とする。

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- ・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました →

**申請書類チェックシート**  
 スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業のうち農業支援サービスの立上げ・事業拡大支援

事業実施主体名

※申請書類を送付する際に、このチェックリストで書類のチェックを行い、申請書類と併せて提出してください。

※提出する場合は「✓」、該当しないものは「-」を選択すること。

申請書類及び添付書類		添付 必須	チェッ ク欄
○事業にかかる書類			
1	別記2様式第1号、1-1号（事業実施計画書（総括表））	○	
2	別記2様式第1-2号（事業実施計画書（詳細））	○	
3	事業実施主体の概要がわかる資料 ※事業実施主体が法人及び団体である場合には、定款、役員名簿、民間事業者の事業計画書、報告書、収支決算書等、事業に取り組む事業者の概要がわかるものを添付する。	○	
4	財務資料 ※財務諸表等、事業実施主体の財務状況が分かるもの（原則として過去3か年分の財務三表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）や青色申告書の決算書、白色申告書の収支内訳書を提出。新規開業の場合は、新規開業以前の事業での実績がわかる資料を提出。新規開業に係る公的機関（またはそれに準じる組織）の証明があることが望ましい。）。	○	
5	事業実施体制の分かる資料 ※別記2様式第1-2号（事業実施計画書（詳細））の事業実施体制図を添付により記載を省略する場合は、事業実施に当たっての実施体制がわかるものを添付すること（フロー図など）。		
6	別記2様式第1-4号（事業実施体制に関する資料）	○	
7	（スマート農業機械等の導入に取り組む場合）導入機械の性能がわかるパンフレット等		
8	（スマート農業機械等の導入を活用する場合）見積書 ※経費の単価の設定根拠が確認できる複数事業者からの見積り（導入台数分・原則3者以上）を添付すること。  <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">                     当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下、「入札等」という。）に参加しようとするものに対し、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうちスマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業費補助金交付等要綱（令和7年4月1日付け6農産第5163号農林水産事務次官依命通知）別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、以下に✓を記入すること。  <input type="checkbox"/> 入札等の実施における指名停止に係る申立書を整備した                 </div>		

申請書類及び添付書類		添付 必須	チェッ ク欄
9	(スマート農業機械等をリース導入する場合) 別添1-1号、1-2号(機械リース計画書)		
10	(農業機械専用運搬車を導入する場合) 別記2様式第1-7号(農業機械専用運搬車導入理由書)		
11	(立上げ・事業拡大の取組を実施する場合) 経費使用に関する参考資料 ※経費のうち謝金、人件費、賃金等の支払いを予定している場合は、これらの単価の設定根拠が確認できる資料。なお、人件費の算定に当たっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」に定めるところにより取り扱うものとする。		
12	(事業の一部を委託する場合) 委託契約書(案)		
13	別記2様式第1-3号(サービス利用者一覧)	○	
14	成果目標の及びそれに付随する計画に係る現状値(事業実施前年度)の根拠(現状の受委託契約書等)		
15	成果目標及びそれに付随する計画に係る目標値の根拠(同意書等)	○	
16	審査基準の加算ポイントに係る証拠書類		
○その他必要な書類			
17	別記2様式第1-5号(「みどりチェック」チェックシート)	○	
18	別記2様式第1-6号(申請書類チェックシート)(本チェックシート)	○	
19	その他参考資料		

(注) 申請内容等の確認のため、必要に応じて、農林水産省から追加の資料を求める場合がある。

(リース方式によるスマート農業機械等の導入の取組用)

### 機械リース計画書

スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業のうち農業支援サービスの立上げ・事業拡大支援

年 月 日

〇〇地方農政局長等 殿  
または 〇〇都道府県知事 殿

#### 【事業実施主体名】

フリガナ 氏名	フリガナ 代表者氏名
<hr/>	
〒	—
住所	
<hr/>	
電話番号	
<hr/>	

#### 【リース事業者名】

フリガナ 事業者名 代表者名	
<hr/>	
〒	—
住所	
<hr/>	
電話番号	
<hr/>	

※導入する機械によって  
リース事業者が異なる  
場合はリース業者毎に  
作成してください。

機械リース計画書を作成したので提出します。

- リース計画に基づいて、次の取組を行います。
- リース事業者がリース計画に違反した場合（リース事業者の責めに帰さない場合を除く。）  
及び事業中止した場合には、リース事業者が地方農政局長等または都道府県知事に補助金を  
返納します。
- 本取組に係る補助金を、このリース事業者が指定する口座に振り込むことについて  
合意します。
- リース料補助金額 \_\_\_\_\_ 円
- 取組の内容  
別添個票のとおり。

個票 (リース方式によるスマート農業機械等の導入の取組用)

## 機械リース計画書 (No.○)

## リース方式によるスマート農業機械等の導入の取組

対象機械	機種名		数量	台
	型式名			
	現有機の有無 (有の場合: 能力・取得年月・台数など)			
リース期間	開始日～終了日 (※1)		～	(年)
	リース借受日から○年間 (※2)			(年間)
リース物件購入価格 (税抜き)				(円)
うちオプション分 (税抜き)				(円)
残存価格 (リース期間終了後の残価設定)				(円)
リース料補助金額				(円)
リース諸費用 (金利・保険料・消費税)				(円)
うち税相当分				(円)
機械利用者負担リース料 (税込み)				(円)
リース物件保管場所				
リース事業者名				

注 1 : ※1 及び ※2 については、いずれかを記入すること。

注 2 : リース料補助金額は、A、B のいずれか小さい額を記入すること。

A: [リース物件購入価格 (税抜き)] × (リース期間 / 法定耐用年数) × 1 / 2 以内

B: ([リース物件購入価格 (税抜き)] - [残存価格]) × 1 / 2 以内

注 3 : 複数の機械をリースする場合には、機械ごとにそれぞれ作成すること。

注 4 : 添付書類は、以下のとおり。

- ① 複数の販売会社の見積書の写し等 (全社分)
- ② その他地方農政局長等が必要と認める資料

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿<sup>※1</sup>

〇〇都道府県知事 殿<sup>※1</sup>

事業実施主体名  
所在地  
代表者氏名

農業機械専用運搬車導入理由書

スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業のうち農業支援サービスの立上げ・事業拡大支援において、農業機械専用運搬車の導入を行う理由等について、関係書類を添えて提出する。

1. 本事業の取組に係るサービス事業の実施に当たって、農業機械専用運搬車の購入が必要不可欠な理由

2. 補助事業における当該農業機械専用運搬車の具体的な使用内容

3. 導入を予定している農業機械専用運搬車のメーカー名等

メーカー名	農業機械専用運搬車の種類	車名	排気量	新車・中古車の別 (残存年数※)

※残存年数は、法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数を記載すること。

(注) 1 関係書類として、当該農業機械専用運搬車の見積書あるいはカタログ等を添付すること。なお、採択を受けた後、購入する車種を変更しようとする場合は、必ず事業申請先に相談することとし、事前相談なく見積書等と異なる農業機械専用運搬車を導入した場合には、補助対象外とする。

2 事業実施計画の変更等により事後に補助対象経費に加えることは認めない。

3 ※1について、提出先の地方農政局長等名または都道府県知事名を記入すること。

## 都道府県事業実施計画書

スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業のうち農業支援サービスの立上げ・事業拡大支援

都道府県名：

### 1 事業計画

事業の目的・内容	
事業完了予定日	

### 2 総括表

	総事業費（円）	国庫補助金（円）	自己資金
合計額	0	0	0
立上げ・事業拡大の取組	0	0	0
スマート農業機械等の導入	0	0	0
都道府県推進事務（※）			

※都道府県内の事業実施主体が、立上げ・事業拡大の取組及びスマート農業機械等の導入で申請する国庫補助金額合計額の10%以内とすること。

### 3 都道府県実施計画申請者内訳

番号	事業実施主体名	本事業の取組に係るサービス事業の種類	本事業の取組に係るサービス事業の内容	取組メニュー	取組内容			
					本事業の取組内容の概要	スマート農業機械等の導入 (複数台導入する場合は、一つのセルにまとめて記入)		
						農業機械の名称	メーカー名	型式・台数
				<input type="checkbox"/> 立上げ・事業拡大の取組				
				<input type="checkbox"/> スマート農業機械等の導入				
				<input type="checkbox"/> 立上げ・事業拡大の取組				
				<input type="checkbox"/> スマート農業機械等の導入				
				<input type="checkbox"/> 立上げ・事業拡大の取組				
				<input type="checkbox"/> スマート農業機械等の導入				
				<input type="checkbox"/> 立上げ・事業拡大の取組				
				<input type="checkbox"/> スマート農業機械等の導入				
				<input type="checkbox"/> 立上げ・事業拡大の取組				
				<input type="checkbox"/> スマート農業機械等の導入				

（注1）適宜行を追加すること

（注2）申請者から提出された様式及び添付資料を添付すること。

成果目標及びそれに付随する計画			事業実施要領別記2-1の第2の4の(3)の要件の確認			事業完了 予定日	総事業費 (円、税込)	負担区分		
成果目標	成果目標に付随する計画							国庫補助金 (円)	補助率	自己資金 (円) (リース導入 の場合：共同 申請者に支払 うリース費用 総額等)
本事業の取組に係るサービスを活用する農地面積に係る成果目標 (ha)	本事業の取組に係るサービスを買う経営体数に係る計画 (経営体)	事業実施主体の提供するサービス全体の売上に係る計画 (万円)	本事業で導入する農業機械を用いたサービスに係る売上見込み (万円)	処分制限期間における年あたりの機械費 (本事業で導入する農業機械の価格合計÷耐用年数)	全ての導入費用を償うことが見込まれる			定額		
								1/2以内		
								定額		
								1/2以内		
								定額		
								1/2以内		
								定額		
								1/2以内		





別記2様式第4号（第7第3項関係）

令和〇年度スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうち  
スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業費補助金  
（農業支援サービスの立上げ・事業拡大支援）概算払請求書

番 号  
年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

事業実施主体  
所在地  
代表者氏名

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定通知のあった事業について、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうちスマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業実施要領（令和7年4月1日付け6農産第5164号農林水産省農産局長通知）別記2の第7第3項の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記のとおり金〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

また、併せて、令和〇年〇月〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	補助事業 に要する 経費	国庫補 助金	既受領額 (B)		遂行状況  〇月〇日 現在の出 来高	今回請求額 (C)		残高 (A) - ((B)+(C))		事業完 了予定 年月日	備 考
			金額	出来高		金額	〇月〇日 現在の出 来高	金額	〇月〇 日まで の出来 高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		

- (注) 1 下線部は、交付等要綱第17第1項ただし書の規定による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。
- 2 「区分」の欄には、交付等要綱別表2の区分の欄の事業名を記載すること。
- 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

- 4 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記2様式第5号（第7第4項関係）

令和〇年度スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうち  
スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業費補助金  
（農業支援サービスの立上げ・事業拡大支援）実績報告書

番 号  
年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

事業実施主体名  
所在地  
代表者氏名

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうちスマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業実施要領（令和7年4月1日付け6農産第5164号農林水産省農産局長通知）別記2の第7第4項の規定により、その実績を報告する。

（また、併せて精算額としてスマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうちスマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業費補助金（農業支援サービスの立上げ・事業拡大支援）〇〇〇円の交付を請求する。）

記

1 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に 要した経費 (A+B) 円	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金 (A) 円	その他 (B) 円	
〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇				
A B				

- (注) 1 「区分」の欄には、交付等要綱別表2の区分の欄の事業名を記載すること。ただし、補助率が異なる場合には補助率ごとに記載すること。
- 2 負担区分には、補助事業の内容に応じて経費を負担する者の名称等を記載するとともに、必要に応じて欄の追加を行うこと。
- 3 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- 免税事業者
- 簡易課税制度の適用を受ける者
- 地方公共団体の一般会計
- 地方公共団体の特別会計、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が 5 % 超となることが確実に見込まれるもの

4 事業の完了年月日 令和〇年〇月〇日

5 収支精算

(1) 収入の部

区分	前年度	当年度	比較増減		備考
			増	減	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 その他					
合					

(2) 支出の部

区分	前年度	当年度	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合					

(注) 区分の欄は、別表 2 の経費の欄の事業名を記載する。

6 添付資料

- ・ 事業の実績を記載した事業実施計画書
- ・ 支払い経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は補助金調書の写し
- ・ 支払い経費の確認のための資料（契約書、請求書、領収書等の写し）
- ・ 事業実施等の確認のための資料（写真、議事録、出来高設計書、財産管理台帳等の写し）

(注) 1 添付書類については、経費以外のものは、補助金交付申請書又は変更等承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること（経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。）。

2 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

- 3 本文括弧書きは、実績報告と同時に補助金の交付を請求する場合に記載する。

**事業実施状況報告書**  
スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業のうち農業支援サービスの立上げ・事業拡大支援

提出先：

1 事業実施主体名

2 本事業で取組んだメニュー

<input type="checkbox"/>	立上げ・事業拡大の取組
<input type="checkbox"/>	スマート農業機械等の導入

3 成果目標等の達成状況

(1) 成果目標の達成状況

事業実施主体の提供するサービスを活用する農地面積に係る成果目標 (ha)	事業実施前年度 (令和○年度)	事業実施年度 (令和○年度)	令和○年度	目標年度 (令和○年度)	事業実施状況報告年度 (令和○年度)の 達成率 (%)	事業実施主体の提供するサービスを活用する農地面積の拡大量 (※3)
成果目標年度までの各年度における目標値 (※1)	/				/	
成果目標年度までの各年度における実績値 (※2)						

※1：事業実施計画書に記載した各年度における目標値を転記すること。

※2：報告対象年度以前の実績値について記載すること。

※3：目標値については、目標年度の目標値－事業実施前年度の実績値により算出すること。実績値については、報告対象年度の実績値－事業実施前年度の実績値により算出すること。

(2) 成果目標に付随する計画の達成状況

(ア) 本事業の取組に係るサービスを活用する経営体数に係る計画(数)	事業実施前年度 (令和○年度)	事業実施年度 (令和○年度)	令和○年度	目標年度 (令和○年度)	事業実施状況報告年度 (令和○年度)の 達成率(%)
成果目標年度までの各年度における計画値(※1)					
成果目標年度までの各年度における実績値(※2)					

(イ) 事業実施主体の提供するサービス全体の売上に係る計画(万円)	事業実施前年度 (令和○年度)	事業実施年度 (令和○年度)	令和○年度	目標年度 (令和○年度)	事業実施状況報告年度 (令和○年度)の 達成率(%)
成果目標年度までの各年度における計画値(※1)					
成果目標年度までの各年度における実績値(※2)					

※1: 事業実施計画書に記載した各年度における計画値を転記すること。

※2: 報告対象年度以前の実績値について記載すること。該当がない場合は、「-」を記入すること。

4 成果目標を達成するに当たって実施した取組内容(自己資金により導入した機械、作業の工夫等についても記入すること)

5 添付資料

成果目標達成状況の値に関する根拠資料を添付すること。

6 事業の進捗状況及び成果目標の達成状況に対する評価

別記2様式第7号（第8関係）

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿<sup>※1</sup>  
〇〇都道府県知事 殿<sup>※1</sup>

事業実施主体名  
所在地  
代表者氏名

スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業のうち農業支援サービスの立上げ・事業拡大支援の事業実施状況報告書（〇〇年度）の提出について

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうちスマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業実施要領（令和7年4月1日付け6農産第5164号農林水産省農産局長通知）別記2の第8の規定に基づき、別添のとおり報告する。

- （注） 1 別添として、別記2様式第6号の事業実施状況報告書を添付すること。  
2 ※1について、報告先の地方農政局長等名又は都道府県知事名を記入すること。

**都道府県事業実施状況報告書**  
 スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業のうち農業支援サービスの立上げ・事業拡大支援

提出先：

都道府県名：

1 成果目標達成状況（実績値）

事業実施主体名	成果目標及びそれに付随する計画	事業実施前年度 （令和〇年度）	事業実施年度 （令和〇年度）		令和〇年度		目標年度 （令和〇年度）		事業実施状況報告対 象年度（令和〇年 度）の達成率（%）	拡大量（目標年度実 績値－事業完了前年 度実績値）
		実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値		
	農地面積に係る成果目標（ha）									
	経営体数に係る計画（数）									
	売上に係る計画（万円）									
	農地面積に係る成果目標（ha）									
	経営体数に係る計画（数）									
	売上に係る計画（万円）									
	農地面積に係る成果目標（ha）									
	経営体数に係る計画（数）									
	売上に係る計画（万円）									
	農地面積に係る成果目標（ha）									
	経営体数に係る計画（数）									
	売上に係る計画（万円）									

（注1）対象年度の実績値÷対象年度の目標値×100により算出する。

（注2）事業実施主体から提出された様式及び資料を添付すること。

## 評価報告書

スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業のうち農業支援サービスの立上げ・事業拡大支援

提出先：

### 1 事業実施主体名

事業実施主体名				
法人番号（法人の場合）		代表者	役職	
事業実施主体の所在地			氏名	
担当者	所属・役職	会計担当者	所属・役職	
	氏名		氏名	
	電話番号		電話番号	
	E-mail		E-mail	

### 2 本事業における取組内容

### 3 成果目標の達成状況

成果目標	目標値			実績値			達成率 (%)
	目標年度における農地面積	事業実施前年度の農地面積	目標値 (拡大量)	目標年度における農地面積	事業実施前年度の農地面積	実績値 (拡大量)	
	①	②	③ (①-②)	④	⑤	⑥ (④-⑤)	
事業実施主体が提供するサービス事業を活用する農地面積の拡大に係る目標 (ha)							⑦ (⑥÷③×100)

※根拠資料として、別記2様式第1-3号（サービス事業利用者一覧）に準じて、成果目標年度におけるサービス事業利用者一覧の実績を添付すること。

### 4 成果目標に付随する計画の実績値

成果目標に付随する計画における指標	目標値	実績値	備考
本事業の取組に係るサービスを活用する経営体数に係る計画 (数)			
事業実施主体の提供するサービス全体の売上に係る計画 (万円)			

### 5 評価所見

--

注 成果目標が達成されていない場合は、その理由について詳細に記載すること。

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿<sup>※1</sup>  
〇〇都道府県知事 殿<sup>※1</sup>

事業実施主体名  
所在地  
代表者氏名

スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業のうち農業支援サービスの立上げ・事業拡大支援の評価報告書の提出について

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうちスマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業実施要領（令和7年4月1日付け6農産第5164号農林水産省農産局長通知）別記2の第8第2項の規定に基づき、別添のとおり報告する。

- （注） 1 別添として、別記2様式第9号の評価報告書を添付すること。  
2 ※1について、報告先の地方農政局長等名又は都道府県知事名を記入すること。

## 都道府県評価報告書

スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業のうち農業支援サービスの立上げ・事業拡大支援

提出先：

都道府県名：

1 成果目標達成状況（実績値）

事業実施主体名	成果目標の達成状況			成果目標に付随する計画の実績値				都道府県による評価所見
				サービスを活用する経営体数に係る計画（数）		事業実施主体の提供するサービス全体の売上に係る計画（万円）		
	目標値 （拡大量）	実績値 （拡大量）	達成率	目標値	実績値	目標値	実績値	

（注1）事業実施主体から提出された様式及び資料を添付すること。

（注2）達成率は、実測値÷目標値×100により算出すること。

別記2様式第12号（第9関係）

スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業のうち農業支援サービスの立上げ・事業拡大支援に関する事業評価票

評価機関名：							
都道府県名	事業実施主体名	事業実施年度	成果目標の達成状況			具体的な取組内容	地方農政局（北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局）の評価所見
			目標値 （拡大量）	実績値 （拡大量）	達成率		

- （注） 1 成果目標の達成状況欄に達成状況の経過を記載すべき事業にあつては、適宜列を挿入し記載するものとする。
- 2 達成率は、実績値/目標値×100により算出すること。
- 3 適宜、行を追加して記載すること。

## 別紙（別記 2 の第 4 関係）

### スマート農業機械等を導入又はリース導入する場合の補助対象基準

#### 第 1 共通

- 1 事業実施主体がサービスを提供するために必要なスマート農業機械等であること。
- 2 本体価格が 50 万円以上（税別）であること。
- 3 新品であること。ただし、地方農政局長等又は都道府県知事が必要と認める場合は、中古農業機械等（法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1 年未満の端数は切り捨てる。）が 2 年以上の農業機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。
- 4 事業実施主体が既に所有（リースを含む。）している農業機械等の代替として、同種・同能力等のものを再度導入（いわゆる更新）するものではないこと。
- 5 事業実施主体はスマート農業機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業機械等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札等の実施又は複数の業者（原則 3 者以上）から見積りを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うこと。
- 6 本事業で導入するスマート農業機械等について、動産総合保険等の保険（盗難補償、天災等に対する補償を必須とする。）に加入すること。また、適切な盗難防止対策を確実に実施すること。
- 7 本事業で導入するスマート農業機械等に附帯するシステムサービスの提供者が農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン（令和 2 年 3 月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を取得しようとするときは、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあつては、当該貸付けの対象となる者。）は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。
- 8 本事業では、農機データについて、農業者等が当該データを当該農機メーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、本事業を活用してトラクター、コンバイン又は田植機を導入し、又はリース導入する場合は、API※を自社の web サイトや農業データ連携基盤での公開等を通じて、データを連携できる環境を整備しているメーカーのものを選定すること。
  - ※ API（Application Programming Interface）とは、複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要な仕組みのこと。
  - ※ なお、トラクター、コンバイン、田植機のメーカーのうち、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、この要件の対象にあたらない。
- 9 スマート農業機械等の導入又はリース導入を行った場合は、交付等要綱第 27 に定める財産管理台帳の写しを、地方農政局長等に提出するものとする。地方農政局長等は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中のスマート農業機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。
- 10 スマート農業機械等の導入又はリース導入については、「補助事業等によって導入する農業機械の選定について（令和 6 年 9 月 24 日付け 6 農産第 2268 号農林水産事務次官通知）」に定めるところにより取り扱うものとし、安全性検査の対象となっている農用トラクター

(乗用型・歩行型)、田植機又はコンバイン(自脱型)のうち令和7年度以降新たに販売される型式のものを導入し、又はリース導入する場合は安全性検査に合格したものの中から選定するものとする。

- 11 本事業により導入した機械等には、本事業名を表示するものとする。

## 第2 スマート農業機械等を導入する場合

スマート農業機械等の利用期間は、法定耐用年数以上とする。

## 第3 スマート農業機械等をリース導入する場合

- (1) 申請方式については、事業実施主体とリース事業者との共同申請を原則とする。この場合の補助金は、事業実施主体が選定したスマート農業機械等の購入を行ったリース事業者(共同申請者)へ支払うこととする。
- (2) スマート農業機械等のリース期間は、事業実施計画書の事業実施期間以上で法定耐用年数以内とする。
- (3) リースによる導入に対する補助金額(以下「リース料補助金額」という。)については、次の算式によるものとする。

$$\text{「リース料補助金額」} = \text{「リース物件購入価格(税抜き)」} \times \text{補助率(1/2以内)}$$

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料補助金額については、それぞれ次の算式によるものとする。さらに、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料補助金額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

$$\text{「リース料補助金額」} = \text{「リース物件購入価格(税抜き)」} \times (\text{「リース期間」} \div \text{「法定耐用年数」}) \times \text{補助率(1/2以内)}$$

$$\text{「リース料補助金額」} = (\text{「リース物件購入価格(税抜き)」} - \text{「残存価格」}) \times \text{補助率(1/2以内)}$$

- (4) スマート農業機械等のリース導入に対する補助を行う地方農政局長等は、本事業が適切に行われるよう、事業実施計画書の審査においては、リース事業者の財務状況や過去の実績等の情報について共同申請者であるリース事業者へ照会するなど、配慮するものとする。